

海上保安庁からの情報提供

- 1 海上保安庁の救助・救急体制
- 2 海上保安庁の救急業務
- 3 コロナ患者等搬送状況
- 4 救急員の運用

令和3年6月10日

海上保安庁 警備救難部 救難課
医療支援調整官 寺門 嘉之

潜水士(Diver)

転覆した船舶や沈没した船舶等に取り残された方の救出や、海上で行方不明となった方の潜水搜索などを任務としています。**潜水士**は、巡視船艇乗組員の中から選抜され、厳しい潜水研修を受けた後、全国22隻の潜水指定を受けた巡視船艇で業務にあたっています。

機動救難士(Mobile Rescue Technicians)

洋上の船舶で発生した傷病者や、海上で漂流する遭難者等をヘリコプターとの連携により迅速に救助することを主な任務としています。**機動救難士**は、高度なヘリコプターからの降下技術を有するほか、隊員の約半数が**救急救命士**の資格を有しており、全国9箇所の航空基地等に配置され、**特殊救難隊**とともに、日本沿岸の大部分をカバーしています。

特殊救難隊(Special Rescue Team)

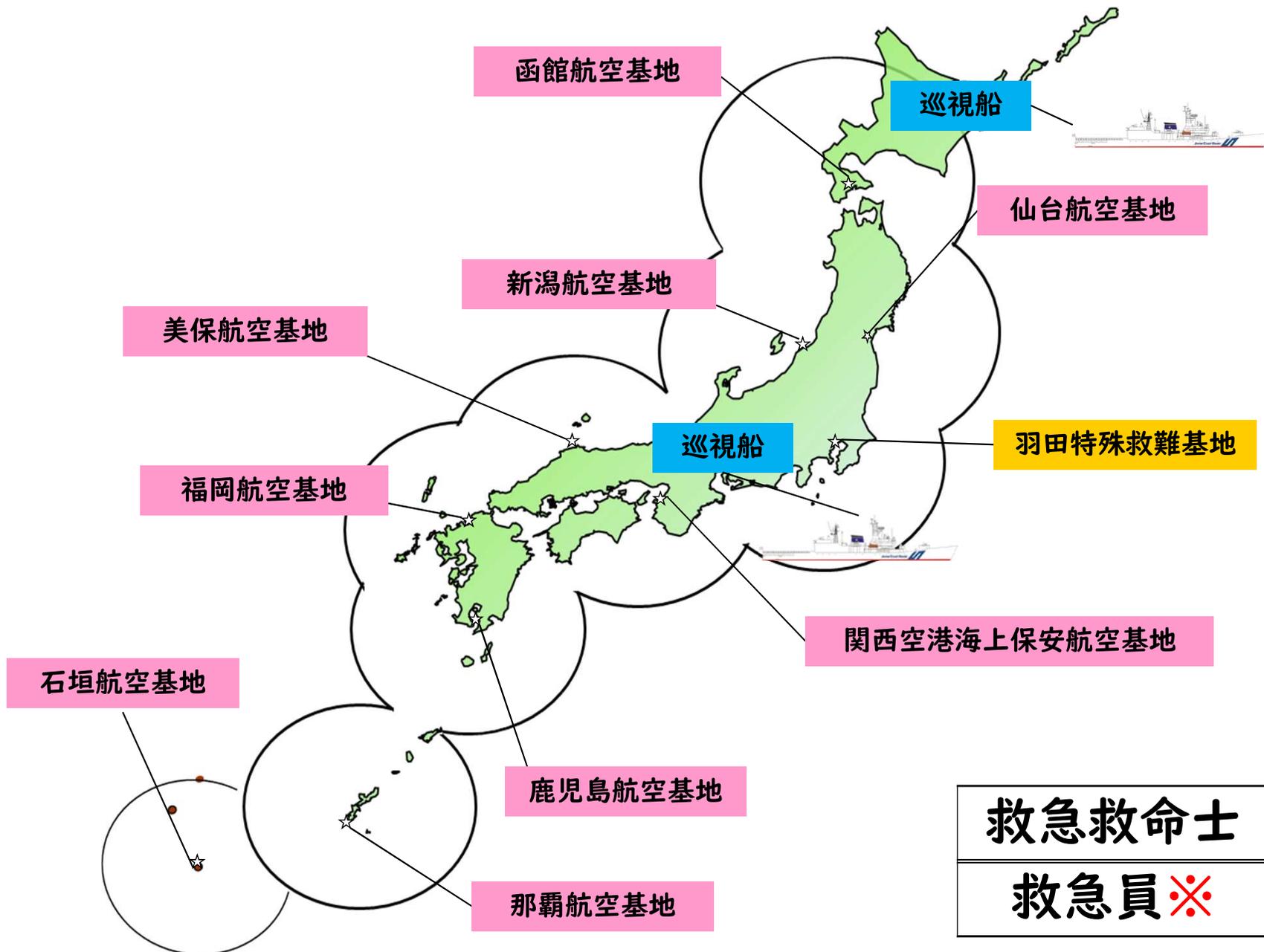
火災を起こした危険物積載船に取り残された方の救助や、荒天下で座礁船に取り残された方の救助等、高度な知識・技術を必要とする特殊海難に対応する海難救助のスペシャリストです。**特殊救難隊**は37名で構成され、海難救助の最後の砦として、航空機を使用して全国各地の海難に対応し

ます。(昭和50年10月の発足からの累計出動件数:5,512件(令和3年3月末時点))

(1) 全国の救助・救急体制 (令和3年4月1日現在)



(2) 救急救命士及び救急員の配置状況



※令和3年4月15日現在

(1) 海上保安庁の救急活動

① 洋上救急

洋上の船舶等で傷病者が発生し、医師による緊急の加療が必要な場合に、医師等を海上保安庁の巡視船・航空機等により現場に急送するとともに、患者を引き取り、医師の診療を行いつつ、医療機関に搬送する制度

② 急患輸送

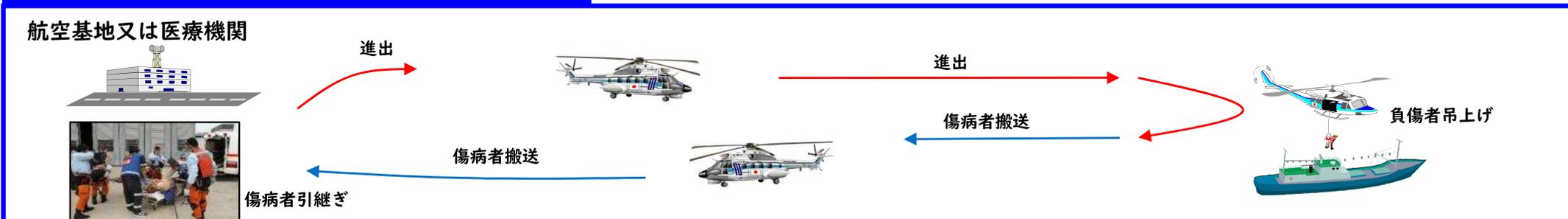
船舶上で発生した傷病者、船舶海難に伴い発生した傷病者、船舶海難に伴わない人身事故（海中転落、海浜事故等）の傷病者及び離島等における傷病者で緊急に医療機関に搬送が必要とされるもの

③ 陸-陸間搬送

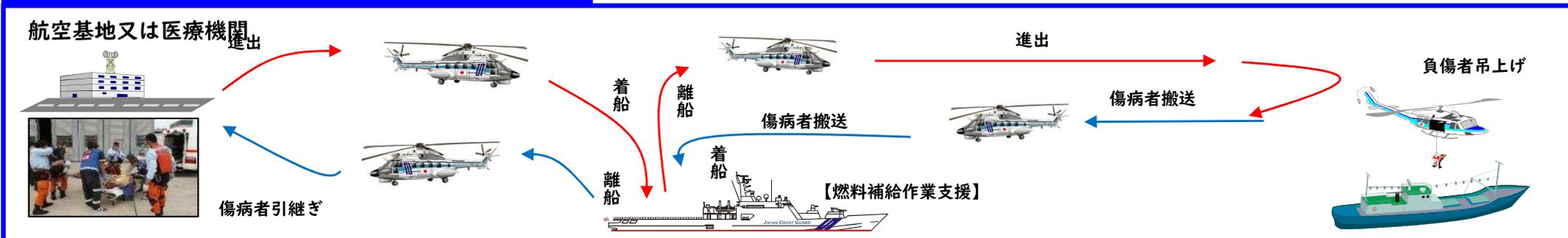
④ その他（海難）

(2) 海上保安庁の救急活動イメージ図

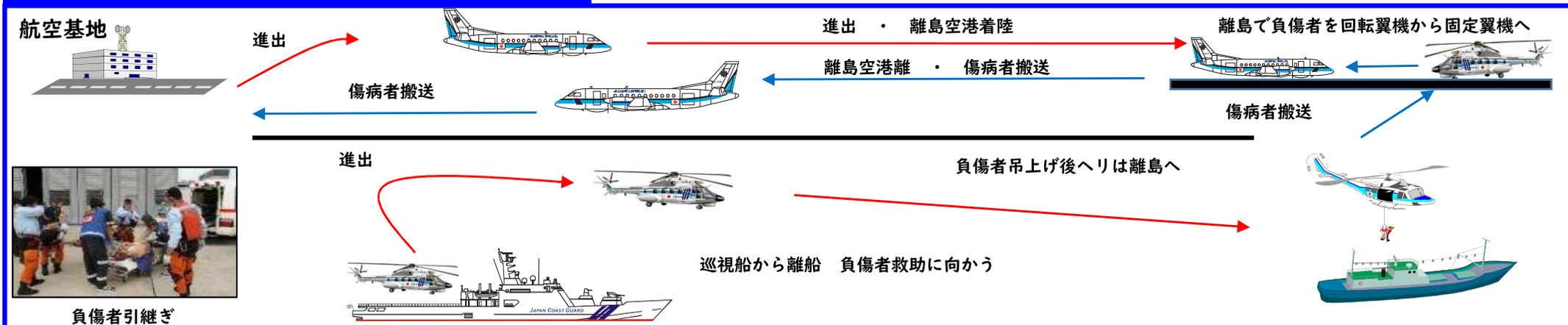
ヘリコプター又は巡視船単独による搬送



巡視船を経由してヘリコプターによる搬送

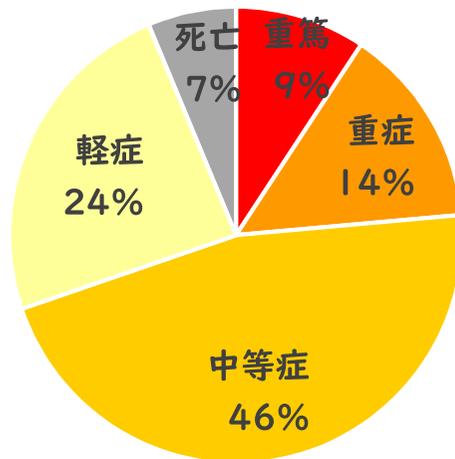


巡視船、飛行機、ヘリコプターによる搬送



(3) 令和2年度救急活動実績

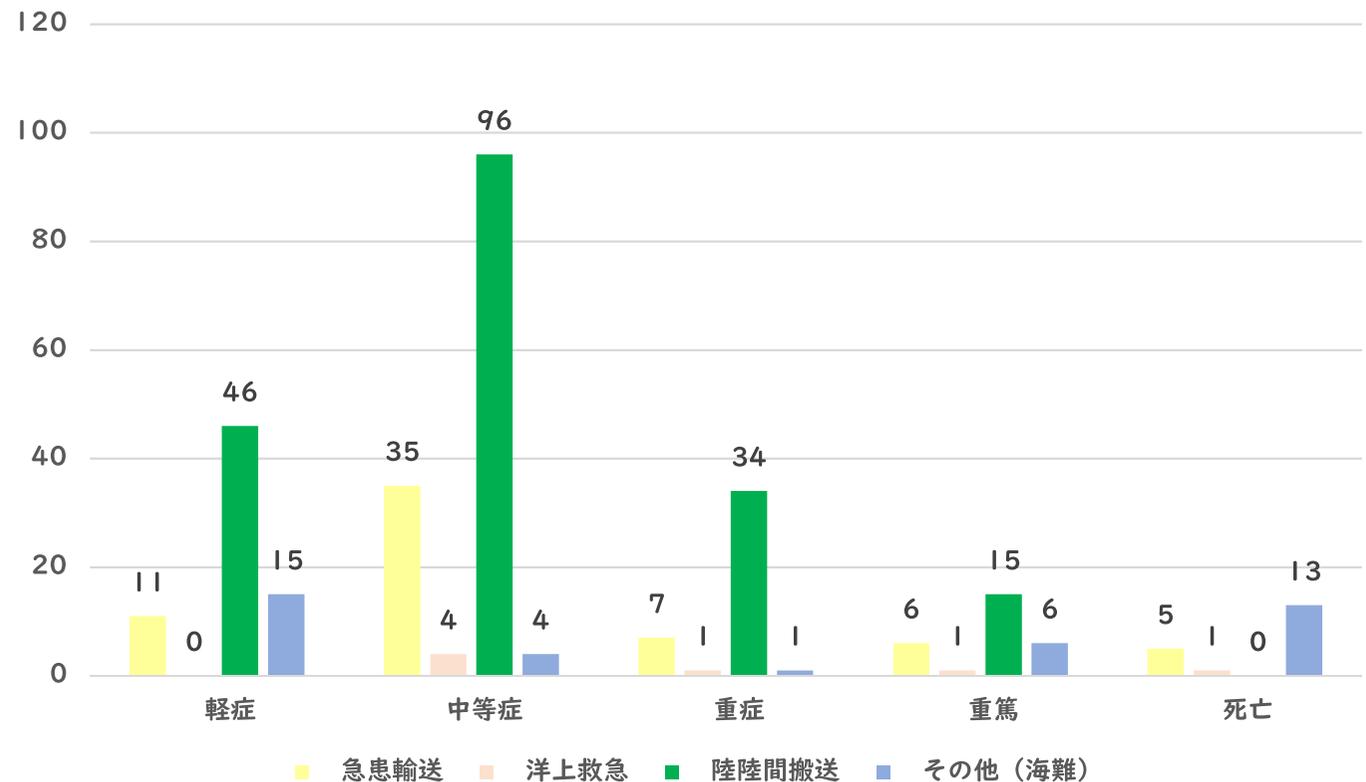
重症度別



中等症以上：69%

- 重 篤… 生命の危険が切迫している
- 重 症… 生命の危機が強い
- 中 等 症… 入院を要する
- 軽 症… 軽易で入院を要しない

重症度・搬送種別



	急患輸送	洋上救急	陸陸間搬送	その他(海難)	小計
軽症	11	0	46	15	72
中等症	35	4	96	4	139
重症	7	1	34	1	43
重篤	6	1	15	6	28
死亡	5	1	0	13	19
小計	64	7	191	39	301

離島からの主な搬送実績

(令和3年4月～5月)

県	島名	搬送人数
長崎	壱岐市大島	1名
佐賀	馬渡島	3名
鹿児島	奄美大島	19名
	徳之島	7名
	沖永良部島	20名
沖縄	南大東島	3名
	与那国島	5名
搬送人員		58名

※4月以降再び増加!!



制度の創設

- 平成31年4月1日に救急員制度を創設
- 救急救命士を補助して行う応急処置**を実施可能とし、洋上における救急体制をより一層充実させる。



実績

- 指名数 : 救急員76名 (令和3年3月15日現在)
- 対応件数 : 247症例、応急処置等1089件
(平成31年4月1日～令和2年12月31日)



事後検証

- 庁内検証、医師検証の実施
- 海上保安庁メディカルコントロール協議会総会で審議
⇒承認



救急員単独での応急処置を実施可能に
現在事務手続き中…

機内での救急活動の様子

